

第1回呉市・川尻町合併協議会次第

平成15年2月10日(月)10時
すこやかセンターくれ1階 多目的ホール

1 開 会

2 挨拶 呉市長 小笠原 臣 也
川尻町長 渡 邊 正 弘
呉地域事務所長 加賀美 和 正

3 委員紹介(選任辞令交付)

4 報告事項 報告第 1号 呉市・川尻町合併協議会規約について
報告第 2号 呉市・川尻町合併協議会財務規程について
報告第 3号 呉市・川尻町合併協議会事務局規程について
報告第 4号 呉市・川尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
報告第 5号 呉市・川尻町合併協議会会議傍聴規程について
報告第 6号 任意協議会での協議確認内容について

5 議 案 議案第 1号 平成14年度呉市・川尻町合併協議会予算について
議案第 2号 呉市・川尻町合併協議会運営規程について

6 協議事項 協議第 1号 法定協議会での協議事項について
協議第 2号 今後のスケジュールについて
協議第 3号 合併の方式について
協議第 4号 合併の時期について
協議第 5号 財産及び公の施設の取扱いについて
協議第 6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
協議第 7号 農業委員会の取扱いについて
協議第 8号 地方税の取扱いについて
協議第 9号 一般職の職員の身分の取扱いについて
協議第10号 特別職の身分の取扱いについて
協議第11号 行政組織機構の取扱いについて

- 協議第12号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第13号 使用料・手数料等の取扱いについて
- 協議第14号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第15号 各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて
- 協議第16号 町字名の取扱いについて
- 協議第17号 慣行の取扱いについて

7 意見交換

- 8 挨拶 呉市議会議長 中田清和
川尻町議会議長 綿野成泰

9 閉会

呉市・川尻町合併協議会名簿

区 分	呉 市		川 尻 町	
	氏 名	役 職 名	氏 名	役 職 名
会 長	小笠原 臣 也	呉 市 長		
副 会 長			渡 邊 正 弘	川尻町長
第7条 1項2号委員	川 崎 初太郎	助 役	扇 谷 恒 範	助 役
	赤 松 俊 彦	助 役		
第7条 1項2号委員	中 田 清 和	議 長	綿 野 成 泰	議 長
	石 山 講	副 議 長		
第7条 1項3号委員	岩 原 椋	特別委員会 委員長	大 下 淑 光	特別委員会 委員長
	石 崎 元 成	特別委員会 副委員長		
第7条 1項4号委員	岩 城 公 順	呉商工会議所 専務理事	花 本 康 彦	川尻町商工会 副会長
	梅河内 秀 登	呉市自治会 連合会会長	河 野 温 三	川尻町自治 連合会会長
	馬 場 理 子	呉市女性連合 会副会長	中 舂 京 子	川尻町女性会 会長
	平 田 久 夫	呉市社会教育委員 兼公民館運営 審議会委員	上 治 真 一	川尻町社会 教育委員
			北 村 正 次	川尻町公民館 運営審議会委員
	森 政 雄	呉市PTA 連合会会長	森 川 泰 博	川尻町小・中学 校PTA連合会 副会長
顧 問	広島県呉地域事務所長 加賀美 和正			

呉市・川尻町合併協議会事務局名簿

平成15年2月10日

事務局長	呉市広域行政推進室長 芝山 公英	
事務局参事	呉市広域行政推進室次長 中本 克州	
事務局次長	呉市広域行政推進室主幹 佐々木 寛	川尻町企画課長 藤吉 悦男 川尻町総務課主幹 前田 幸治
事務局長補佐	呉市広域行政推進室主査 藏本 豊	川尻町企画課課長補佐 生駒 俊尚 川尻町企画課係長 宇都宮 康洋
事務局員	呉市広域行政推進室主事 河部 泰志 上野 美帆	川尻町企画課主事 岩田 千保

計11名(呉市6名,川尻町5名)

第 1 回 呉市・川尻町合併協議会 報 告 事 項

報告第 1 号	呉市・川尻町合併協議会規約について・・・・・・・・	P	1
報告第 2 号	呉市・川尻町合併協議会財務規程について・・・	P	3
報告第 3 号	呉市・川尻町合併協議会事務局規程について・・	P	5
報告第 4 号	呉市・川尻町合併協議会委員等の報酬及び 費用弁償に関する規程について	P	7
報告第 5 号	呉市・川尻町合併協議会会議傍聴規程に ついて	P	8
報告第 6 号	任意協議会での協議確認内容について・・・・・・・・	P	10

呉市・川尻町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 呉市及び川尻町(以下「両市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、呉市・川尻町合併協議会と称する。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、呉市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、次条第1項の規定により委員となるべき者の中から両市町の長が協議して、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長及び助役
- (2) 両市町の議会の議長及び副議長
- (3) 両市町の議会の議長がそれぞれ指名した両市町の議会の議員
- (4) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(顧問)

第8条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 顧問は、会長の求めに応じて意見を述べるものとする。

4 顧問は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第 10 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 11 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 13 条 協議会に要する経費は、両市町が協議して負担する。

(監査)

第 14 条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員各 1 人に委嘱して行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、呉市の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 17 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他必要事項)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規約は、告示の日から施行する。

呉市・川尻町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市・川尻町合併協議会規約第15条の規定に基づき、呉市・川尻町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、呉市・川尻町の負担金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議(以下「会議」という。)の議決を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が会議の議決を経たときには、当該予算の写しを速やかに呉市及び川尻町に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会の既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、会議の議決を経なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により補正予算が会議の議決を経たときに、これを準用する。

(歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由のあるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預けなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会出納員を命じることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充当)

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき又は予備費の充当をしたときは、直近の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、会議の承認を経なければならない。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年2月4日から施行する。ただし、協議会を設置した年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条第1項関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 雑入	1 納付金

別表第2（第4条第2項関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 協議会費	1 協議会費	1 協議会費
2 予備費	1 予備費	1 予備費

呉市・川尻町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市・川尻町合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、呉市・川尻町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局(以下「事務局」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事。
- (2) 協議会の協議に係る資料の作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局参事
- (3) 事務局次長
- (4) 事務局長補佐
- (5) 事務局員

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局参事は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 その他の職員は、上司の命を受けて、所掌事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定に関する事。
- (2) 協議会に提案する議案の決定に関する事。
- (3) 協議会の予算の調整及び決算に関する事。
- (4) 事務局長が特に重要と認める事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事。
- (2) 物品及び現金の出納に関する事。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長が代決する。

3 会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、事務局参事が代決する。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印の名称、形式、寸法、書体及び使用区分は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年2月4日から施行する。

別表(第8条関係)

公印の名称	呉市・川尻町合併協議会会長之印	
形 式	<table border="1"><tr><td>呉市・川尻 町 合 併 協 議 会 会 長 之 印</td></tr></table>	呉市・川尻 町 合 併 協 議 会 会 長 之 印
呉市・川尻 町 合 併 協 議 会 会 長 之 印		
寸法(ミリメートル)	方 30	
書 体	かい書	
使用区分	対外全般	

報告第4号 呉市・川尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

呉市・川尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市・川尻町合併協議会規約第16条の規定に基づき、呉市・川尻町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、日額10,000円とする。ただし、呉市、川尻町及びその他の地方公共団体の長及び常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために呉市及び川尻町以外に出張をしたときは、費用弁償として呉市旅費条例（昭和26年呉市条例第94号）の規定により市長が受ける旅費に相当する額を支給する。

(支給方法)

第4条 協議会委員等に支給する報酬及び費用弁償の支給方法については、会長の属する市町の例によりこれを行うものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年2月4日から施行する。

呉市・川尻町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市・川尻町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿(別記様式)に記入しなければならない。

(傍聴人数の制限)

第4条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、必要と認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (2) ビラ、プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 笛、ラッパ及び太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 下駄及び木製サンダルの類を履いている者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表現しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 張り紙を行い、旗及び垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

「呉市・川尻町合併問題協議会」での協議確認内容（まとめ）

区 分	協 議 事 項	協 議 確 認 内 容
〔平成13年〕 第1回協議会 (6月28日)	1 協議会の設置 2 規約, 事業計画, 今後のスケジュール	<p>1 協議会規約の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長：呉市長, 副会長：川尻町長 ・委員構成：両首長, 助役, 両正副議長, (呉市)総務水道委員会正副委員長 〔第2回目以降, 広域行政対策特別委員会〕 (川尻町)合併問題調査特別委員会正副委員長 以上, 呉市7名, 川尻町6名 ・幹事会設置：市町の担当課長で構成 ・事務局：呉市広域行政推進室内 <p>2 事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会, 幹事会の開催 ・市町の行政内容等現況調査 ・住民への啓発活動 ・建設計画素案の作成 <p>3 今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹事会を設置し現況把握等の協議開始 ・協議内容をその都度協議会へ報告 ・課題等の抽出, 検討 ・平成14年秋以降の法定協議会設置へ ・平成15年秋頃の合併調印, その後県知事への届出, 総務大臣への届出・告示, 平成16年春頃の合併へ
〔平成14年〕 第2回協議会 (3月29日)	1 行政制度の比較と主な検討項目について 2 行政制度等の調整の進め方について 3 今後のスケジュール	<p>1 幹事会における行政制度比較作業の経過報告</p> <p>2 行政制度の調整に当たり, 調整方針を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の制度に該当する町制度がない場合は, 原則, 呉市制度を適用していく。 ・両市町にほぼ同水準の制度がある場合は, 原則, 呉市制度に準拠し統一を図っていく。 ・町の制度に該当する市制度がない場合は, 町制度については, 廃止も含め, その必要性や内容, 財政状況等を検討した上で, 事業調整を図っていく。ただし, 住民生活への影響が大きいと認められる場合は, 段階的, 経過的な措置を検討していく。

区 分	協 議 事 項	協 議 確 認 内 容
第3回協議会 (10月18日)	1 制度調整に伴う主な課題点について 2 合併に向けた主な協議内容について 3 建設計画の策定に向けて 4 今後のスケジュール	1 幹事会で調整を行っている行政制度のうち、主な課題(12項目)について報告 芸南衛生組合の取扱い (財)川尻町観光開発公社の取扱い 野呂山芸術村の取扱い 水道事業関係の取扱い 下水道事業関係の取扱い 集会施設の取扱い 小・中学校給食の取扱い 高校奨学金制度の取扱い 電算処理システムの統一化に向けた調整 ベイノロホールの取扱い 福祉センターの取扱い 保健センターの取扱い 2 合併に向けた基本的な協議項目(15項目)について、事務局の調整方針案を提案 <u>(1) 合併の方式について</u> ・豊田郡川尻町を廃し、その区域を呉市に編入することとする。 <u>(2) 合併の時期について</u> ・平成16年4月1日を目標とすることとする。 <u>(3) 財産及び公の施設の取扱いについて</u> ・川尻町の財産は、基本的にすべて呉市に引き継ぐこととする。 <u>(4) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて</u> ・合併特例法の定数特例を採用し、合併後、新たに川尻選挙区(定数2人)を設け、増員選挙を実施することとする。 <u>(5) 農業委員会の取扱いについて</u> ・川尻町の農業委員会は、呉市農業委員会に統合することとする。 ・合併特例法の規定により、川尻町農業委員会の選挙による委員は、市町の長が別に協議して定めた数の者に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間に合わせ、引き続き在任することとする。 ・川尻町の選挙による委員の数が、市町の長が別に協議して定めた数(2人)を超える場合は、町において選挙による委員の互選により、在任する者を定めることとする。 <u>(6) 地方税の取扱いについて</u> ・地方税は、呉市の制度に統一することとする。 ただし、市町で税率の異なるものについては、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。

区 分	協 議 事 項	協 議 確 認 内 容
		<p><u>(7) 一般職の職員の身分の取扱いについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川尻町の職員は、すべて呉市の職員として引き継ぐこととする。 ただし、職員の任免、給与その他身分の取扱いについては、呉市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、市町の長が別に協議して定めることとする。 <p><u>(8) 特別職の身分の取扱いについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川尻町の特別職の身分の取扱いについては、市町の長が別に協議して定めることとする。 <p><u>(9) 行政組織機構の取扱いについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川尻町役場は「支所」とすることとする。 ただし、支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。 ・川尻町に置かれている附属機関は廃止するが、合併後の附属機関の在り方については、必要により町と協議するものとする。 <p><u>(10) 一部事務組合等の取扱いについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川尻町が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退することとする。 ・芸南衛生組合については、合併の前日をもって脱退し、呉市が川尻町の地位を承継する方向で検討する。 <p><u>(11) 使用料・手数料等の取扱いについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料は、呉市の制度に統一することとする。 ただし、コミュニティ・保健福祉及び文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。 ・水道料金（簡易水道を含む）や下水道使用料については、町の整備計画及び事業進捗状況、財政計画等を総合的に判断し、協議・調整を図っていくこととする。 ・手数料は、呉市の制度に統一することとする。 <p><u>(12) 公共的団体等の取扱いについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めることとする。 市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

区 分	協 議 事 項	協 議 確 認 内 容
		<p>独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。</p> <p>統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。</p> <p><u>(13) 各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、それぞれ過去の経緯や実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。 <p>市町に共通している同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整する。</p> <p>町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p><u>(14) 町字名の取扱いについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 川尻町の町字名については、町の意向を尊重し、決めていくこととする。 <p><u>(15) 慣行の取扱いについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 町民憲章、花、木、行事等の各種慣行については、地域の伝統や住民生活に配慮しながら、新市の一体性の確保という観点から、その取扱いについて協議することとする。 <p>3 建設計画の作成について</p> <p><u>基本的な考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 川尻町の長期総合計画を継承するとともに、呉市の長期総合計画を踏まえ、両市町の速やかな一体性を確立するため、まちづくり計画を策定していく。 <p><u>基本方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 呉市第3次長期総合計画との整合性を図る。 川尻町のまちづくり方針を継承し、この特性を活かした計画づくりをしていく。 <p><u>計画作成の概要（案）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 概況 合併の必要性と効果 まちづくり基本方針 まちづくり基本計画（施策分野ごとの事業計画） 財政計画（将来の財政構造を推計。おおむね5～10年）

区 分	協 議 事 項	協 議 確 認 内 容
第4回協議会 (11月29日)	1 合併に向けた 主な協議内容に ついて	1 基本的な協議項目(15項目)の確認 ・第3回協議会で提案した事務局案について協議 ・「議会に議員の定数及び任期の取扱いについて」を除 く14項目について確認
第5回協議会 (12月25日)	1 合併に向けた 主な協議内容に ついて 2 合併に伴う主 な課題点につい て	1 前回継続協議となった「議会の議員の定数及び任期の 取扱い」について協議・確認 2 主な課題点の調整方針案を提示(個々については、法 定協議会で協議)
〔平成15年〕 第6回協議会 (1月9日)	1 建設計画(素 案)について 2 今後のスケジ ュール	1 第3回協議会で協議した建設計画作成方針を、より具 体化した素案について協議・確認 2 法定協議会の設置を含めた今後の取組を説明 以上で「呉市・川尻町合併問題協議会」(任意)での 調査研究を終え、2月に新たに設置される「呉市・川尻 町合併協議会」(法定)で、合併協定項目に従い具体的 な協議を新たに始めていく。

第 1 回 呉市・川尻町合併協議会 議 案

議案第 1 号 平成 1 4 年度呉市・川尻町合併協議会予算・・・P 1
について

議案第 2 号 呉市・川尻町合併協議会運営規程について・・・P 5

議案第1号 平成14年度呉市・川尻町合併協議会予算について

平成14年度呉市・川尻町合併協議会予算

平成14年度呉市・川尻町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ620千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		620
	1 負担金	620
歳入合計		620

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 協議会費		570
	1 協議会費	570
2 予備費		50
	1 予備費	50
歳出合計		620

平成14年度呉市・川尻町合併協議会予算事項別明細書

1 総括

歳入 (単位：千円)

款	予算額
1 分担金及び負担金	620
合計	620

歳出 (単位：千円)

款	予算額
1 協議会費	570
2 予備費	50
合計	620

2 歳 入

単位：千円

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 分担金及び負担金	620		620	
1 負担金	620		620	
1 負担金	620	1 市町負担金	620	呉 市 310 川尻町 310
歳 入 合 計	620			

3 歳 出

単位：千円

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 協議会費	570		570	
1 協議会費	570		570	
1 協議会費	570	1 報酬	380	協議会委員報酬
		9 旅費	23	普通旅費
		1 1 需用費	57	事務用品,会議費用等
		1 2 役務費	50	通信運搬費等
		1 3 委託料	60	会議録作成業務
2 予備費	50		50	
1 予備費	50		50	
1 予備費	50		50	
歳 出 合 計	620			

議案第2号 呉市・川尻町合併協議会運営規程について

呉市・川尻町合併協議会運営規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市・川尻町合併協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、迅速かつ能率的に会議の議事を進行することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事進行に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第4条 会議の開会及び閉会は、会長が宣告する。

(表決)

第5条 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長及び会長が指名した2名の委員が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、公開とする。

(規律)

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他会議の妨害となる言動を行ってはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が別に定める。

付 則

この規程は，平成 15 年 2 月 10 日から施行する。

第 1 回 呉市・川尻町合併協議会 協 議 事 項

協議第 1 号	法定協議会での協議事項について	P	1
協議第 2 号	今後のスケジュールについて	P	3
協議第 3 号	合併の方式について	P	4
協議第 4 号	合併の時期について	P	5
協議第 5 号	財産及び公の施設の取扱いについて	P	5
協議第 6 号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	P	5
協議第 7 号	農業委員会の取扱いについて	P	6
協議第 8 号	地方税の取扱いについて	P	6
協議第 9 号	一般職の職員の身分の取扱いについて	P	7
協議第 10 号	特別職の身分の取扱いについて	P	7
協議第 11 号	行政組織機構の取扱いについて	P	7
協議第 12 号	一部事務組合等の取扱いについて	P	8
協議第 13 号	使用料・手数料等の取扱いについて	P	8
協議第 14 号	公共的団体等の取扱いについて	P	9
協議第 15 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて	P	9
協議第 16 号	町字名の取扱いについて	P	10
協議第 17 号	慣行の取扱いについて	P	10

(参考資料)

資料 1	任意協議会と法定協議会について	P	11
資料 2	「市町村の合併の特例に関する法律 (合併特例法)」(昭和 40 年法律第 6 号) の概要	P	12
資料 3	合併形態による相違点	P	17
資料 4	市町村合併の手続きの概要	P	18
資料 5	呉市及び川尻町行政機構図	P	19

協議第1号 法定協議会での協議事項について

法定協議会での協議事項（案）

項目番号	協議事項	内 容
1	合併の方式	合併の形態
2	合併の時期	合併の期日
3	財産及び公の施設の取扱い	町庁舎，学校，町有地，公用車，債権，基金など
4	議会の議員の定数及び任期の取扱い	議員の定数及び任期 現在，(市)34人(町)16人
5	農業委員会の取扱い	委員の定数及び任期 現在，(市)20人(町)15人
6	地方税の取扱い	個人町民税，法人町民税，固定資産税，特別土地保有税，軽自動車税，たばこ税，都市計画税など
7	一般職の職員の身分の取扱い	町職員の身分
8	特別職の身分の取扱い	特別職（町長，助役，収入役，教育長），行政委員会など
9	行政組織機構の取扱い	行政組織，機構
10	一部事務組合等の取扱い	芸南衛生組合，豊田郡滞納整理組合，呉広域行政事務組合，広島県町村退職手当組合，町村議員共済組合，その他協議会など
11	使用料・手数料等の取扱い	戸籍・住民票・印鑑等証明書交付手数料，税務手数料，各種施設使用料，し尿・ごみ収集処理手数料，水道料金，下水道使用料など
12	公共的団体等の取扱い	(財)川尻町観光開発公社，社会福祉協議会，商工会，漁業協同組合，女性会，老人クラブ連合会，体育協会など
13	各種団体への補助金・交付金等の取扱い	老人クラブ連合会，女性会，子ども会等補助金など
14	町字名の取扱い	町名の調整
15	慣行の取扱い	町章，町旗，町民憲章，町の花木，鳥，各種行事など
16	各種事務事業の取扱い	
	福祉制度	児童，母子・父子，障害者，高齢者，生活保護・低所得者福祉など
	介護保険事業	保険料，給付・提供サービス内容など
	国民健康保険事業	賦課方式，料(税)率，給付・事業内容など
	保健・医療制度	各種保健事業，予防，救急医療など
	環境事業	し尿・ごみ収集処理方法や体制，助成制度，芸南衛生組合，火葬場など
	商工業・観光の振興	振興事業，助成・融資事業，広域観光など
	農林水産業の振興	基盤整備，振興事業など
	まちづくり建設事業	道路，公園，住宅，都市計画，港湾など
	教育・文化・スポーツ	幼児・学校教育，生涯学習の推進，文化・スポーツ振興など
	人権行政の取扱い	人権政策・啓発，男女共同参画施策など

	コミュニティの振興	自治組織，広報・広聴活動，相談事業など
	水道事業	料金，賦課・徴収，基盤整備・維持補修など
	下水道事業	使用料，助成制度，基盤整備・維持補修など
	消防・防災体制整備	消防団組織，防災対策，交通安全対策など
	町独自事業	野呂山芸術村事業など
	電算システムの取扱い	電算処理システムの統一，情報化推進など
17	市町村建設計画	合併後のまちづくりビジョン作成

呉市・川尻町合併協議会のスケジュール（案）

年月日	内 容
[平成15年]	
1月24日	川尻町議会において合併協議会（法定）設置議案可決
2月 3日	呉市議会において合併協議会（法定）設置議案可決
2月 4日	合併協議会（法定）設置に関する協議書を締結 呉市・川尻町合併協議会（法定）設置
2月10日	第1回合併協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併協議会規約・財務規程等について報告 ・ 平成14年度合併協議会予算及び運営規程について審議・決定 ・ 合併協議会での協議事項（合併協定項目）について協議・確認 ・ 今後のスケジュールについて協議・確認 ・ 次回協議事項（基本15項目）の提案（項目番号1～15）
2月19日	第2回合併協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年度合併協議会予算の審議・決定 ・ 協議事項（基本15項目）について協議・確認（項目番号1～15，公共料金関係を除く） ・ 協議事項（建設計画素案）の提案・確認（項目番号17）
5月	第3回合併協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回協議事項（各種事務事業）の提案（項目番号16 - ~ ，公共料金関係を除く） ・ 次回協議事項（建設計画）の提案（項目番号17，主要事業・財政計画を除く）
	第4回合併協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議事項（各種事務事業）について協議・確認（項目番号16 - ~ ，公共料金関係を除く） ・ 協議事項（建設計画）の協議・確認（項目番号17，主要事業・財政計画を除く） ・ 次回協議事項（各種事務事業）の提案（項目番号16 - ~ ，公共料金関係を除く） ・ 次回協議事項（建設計画）の提案（項目番号17，まちづくり計画・財政計画）
6月	第5回合併協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議事項（各種事務事業）について協議・確認（項目番号16 - ~ ，公共料金関係を除く） ・ 協議事項（建設計画）について協議・確認（項目番号17，まちづくり計画・財政計画） ・ 次回協議事項（公共料金関係）の提案 （水道料金・下水道使用料・保育料・介護保険料・国民健康保険料〔税〕）
7月	第6回合併協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議事項（公共料金関係）について協議・確認 （水道料金・下水道使用料・保育料・介護保険料・国民健康保険料〔税〕） ・ 協議事項（建設計画）について提案・確認 （項目番号17，完成版の最終確認後，県知事に正式協議）
	第7回合併協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議事項（建設計画）について提案・確認（項目番号17，県知事回答を受け，建設計画確認） ・ 合併協定書について最終確認
8月上旬	合併協定調印式
9月	両市町議会議決 県知事へ合併申請
12月	広島県議会議決 広島県知事の決定と総務大臣への届出
[平成16年]	
2月頃	総務大臣合併告示
<u>4月</u>	呉市・川尻町合併施行（目標） 呉市・川尻町合併記念式典

協議第3号「合併の方式について」～ 協議第17号「慣行の取扱いについて」

	協議事項	内容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）																																													
1	協議第3号 合併の方式について	合併の形態	<p>編入合併又は新設合併。 合併の形態により，市の名称・特別職・議会議員・農業委員会委員・条例規則等の取扱いが違ってくる。 地方自治法第7条の市町村の廃置分合及び境界変更に係る所定の手続きが必要である。</p> <p>・人口，世帯及び面積</p> <table border="1" data-bbox="678 528 1308 699"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>呉市</th> <th>川尻町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12 国調人口</td> <td>203,159 人</td> <td>10,380 人</td> </tr> <tr> <td>H14,3 月末住基人口</td> <td>202,628 人</td> <td>10,425 人</td> </tr> <tr> <td>H14,3 月末住基世帯数</td> <td>86,993 世帯</td> <td>3,809 世帯</td> </tr> <tr> <td>面積(H13.10.1 現在)</td> <td>146.37 k m²</td> <td>16.85 k m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>・歴史</p> <table border="1" data-bbox="678 764 1599 1137"> <tbody> <tr> <td>呉市</td> <td>明治35(1902)年</td> <td>和庄町・莊山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し，市制施行</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭和3(1928)年</td> <td>吉浦町・阿賀町・警固屋町を編入</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭和16(1941)年</td> <td>広村・仁方町を編入</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭和31(1956)年</td> <td>天応町・昭和村・郷原村を編入</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成14(2002)年</td> <td>市制施行100周年</td> </tr> <tr> <td>川尻町</td> <td>大正11(1922)年</td> <td>町制を施行</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭和25(1950)年</td> <td>野呂山が瀬戸内海国立公園に指定される</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭和31(1956)年</td> <td>郡の再編成により賀茂郡から豊田郡になる</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭和33(1958)年</td> <td>安登村の一部を編入し，現川尻町となる</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成12(2000)年</td> <td>安芸灘大橋完成</td> </tr> </tbody> </table>	項目	呉市	川尻町	H12 国調人口	203,159 人	10,380 人	H14,3 月末住基人口	202,628 人	10,425 人	H14,3 月末住基世帯数	86,993 世帯	3,809 世帯	面積(H13.10.1 現在)	146.37 k m ²	16.85 k m ²	呉市	明治35(1902)年	和庄町・莊山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し，市制施行		昭和3(1928)年	吉浦町・阿賀町・警固屋町を編入		昭和16(1941)年	広村・仁方町を編入		昭和31(1956)年	天応町・昭和村・郷原村を編入		平成14(2002)年	市制施行100周年	川尻町	大正11(1922)年	町制を施行		昭和25(1950)年	野呂山が瀬戸内海国立公園に指定される		昭和31(1956)年	郡の再編成により賀茂郡から豊田郡になる		昭和33(1958)年	安登村の一部を編入し，現川尻町となる		平成12(2000)年	安芸灘大橋完成	調整方針（合併協定案） 豊田郡川尻町を廃し，その区域を呉市に編入する編入合併とする。
項目	呉市	川尻町																																															
H12 国調人口	203,159 人	10,380 人																																															
H14,3 月末住基人口	202,628 人	10,425 人																																															
H14,3 月末住基世帯数	86,993 世帯	3,809 世帯																																															
面積(H13.10.1 現在)	146.37 k m ²	16.85 k m ²																																															
呉市	明治35(1902)年	和庄町・莊山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し，市制施行																																															
	昭和3(1928)年	吉浦町・阿賀町・警固屋町を編入																																															
	昭和16(1941)年	広村・仁方町を編入																																															
	昭和31(1956)年	天応町・昭和村・郷原村を編入																																															
	平成14(2002)年	市制施行100周年																																															
川尻町	大正11(1922)年	町制を施行																																															
	昭和25(1950)年	野呂山が瀬戸内海国立公園に指定される																																															
	昭和31(1956)年	郡の再編成により賀茂郡から豊田郡になる																																															
	昭和33(1958)年	安登村の一部を編入し，現川尻町となる																																															
	平成12(2000)年	安芸灘大橋完成																																															

	協議事項	内容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）																					
2	協議第4号 合併の時期について	合併の期日	<p>法定協議会において、適時期を決定する。 合併の効力は、総務大臣の告示により発生する。</p> <p>・最近の合併市町村</p> <table border="1"> <tr> <td>・新潟県新潟市（新潟市・黒埼町）</td> <td>H13. 1. 1</td> </tr> <tr> <td>・茨城県潮来市（潮来町・牛堀町）</td> <td>H13. 4. 1</td> </tr> <tr> <td>・岩手県大船渡市（大船渡市・三陸町）</td> <td>H13.11.15</td> </tr> <tr> <td>・香川県さぬき市（津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町）</td> <td>H13. 4. 1</td> </tr> <tr> <td>・茨城県つくば市（つくば市・荃崎町）</td> <td>H14.11. 1</td> </tr> </table>	・新潟県新潟市（新潟市・黒埼町）	H13. 1. 1	・茨城県潮来市（潮来町・牛堀町）	H13. 4. 1	・岩手県大船渡市（大船渡市・三陸町）	H13.11.15	・香川県さぬき市（津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町）	H13. 4. 1	・茨城県つくば市（つくば市・荃崎町）	H14.11. 1	合併の期日は、平成16年4月1日とする。											
・新潟県新潟市（新潟市・黒埼町）	H13. 1. 1																								
・茨城県潮来市（潮来町・牛堀町）	H13. 4. 1																								
・岩手県大船渡市（大船渡市・三陸町）	H13.11.15																								
・香川県さぬき市（津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町）	H13. 4. 1																								
・茨城県つくば市（つくば市・荃崎町）	H14.11. 1																								
3	協議第5号 財産及び公の施設の取扱いについて	町庁舎，学校，町有地，公用車，債権，基金など	<p>・呉市・川尻町における財産及び公の施設の概要（H13決算）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>呉市</th> <th>川尻町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>9,465,104 m²</td> <td>5,594,332 m²</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>707,991 m³</td> <td>51,483 m³</td> </tr> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>2,866,994千円</td> <td>806,195千円</td> </tr> <tr> <td>減債基金</td> <td>673,910千円</td> <td>55,281千円</td> </tr> <tr> <td>その他目的基金</td> <td>1,504,107千円</td> <td>285,662千円</td> </tr> <tr> <td>起債残高</td> <td>83,248,760千円</td> <td>5,717,860千円</td> </tr> </tbody> </table>		呉市	川尻町	土地	9,465,104 m ²	5,594,332 m ²	建物	707,991 m ³	51,483 m ³	財政調整基金	2,866,994千円	806,195千円	減債基金	673,910千円	55,281千円	その他目的基金	1,504,107千円	285,662千円	起債残高	83,248,760千円	5,717,860千円	川尻町の財産及び公の施設は、すべて呉市に引き継ぐものとする。
	呉市	川尻町																							
土地	9,465,104 m ²	5,594,332 m ²																							
建物	707,991 m ³	51,483 m ³																							
財政調整基金	2,866,994千円	806,195千円																							
減債基金	673,910千円	55,281千円																							
その他目的基金	1,504,107千円	285,662千円																							
起債残高	83,248,760千円	5,717,860千円																							
4	協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	議員の定数及び任期	<p>合併特例法第6条・第7条に取扱規定あり。 定数特例（選挙区を設けての増員選挙）や在任特例など。</p> <p>・平成14年3月現在の議員数及び任期（4年間）</p> <table border="1"> <tr> <td>呉市</td> <td>34人（法定数44人）</td> <td>～平成15年4月30日</td> </tr> <tr> <td>川尻町</td> <td>16人（法定数26人）</td> <td>～平成15年4月29日</td> </tr> </table> <p>・定数特例を採用した場合の増員数 増員数 = 呉市条例定数34人 × (町12年国調人口 / 呉市12年国調人口) 34人 × (10,380 / 203,159) = 1.74 2人</p>	呉市	34人（法定数44人）	～平成15年4月30日	川尻町	16人（法定数26人）	～平成15年4月29日	議会の議員については、合併特例法の規定により、呉市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、川尻町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は2人とする。															
呉市	34人（法定数44人）	～平成15年4月30日																							
川尻町	16人（法定数26人）	～平成15年4月29日																							

	協議事項	内容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）																					
5	協議第7号 農業委員会の取扱いについて	委員の定数及び任期	<p>合併特例法第8条及び農業委員会等に関する法律第3条に取扱規定あり。 選挙による委員の在任特例など。 平成14年3月31日現在の選挙人名簿記載数 呉市 3,542人 川尻町 385人 ・平成14年7月末現在の委員数及び任期（3年間）</p> <table border="1" data-bbox="651 416 1615 552"> <tr> <td>呉市</td> <td>20人(うち選挙による委員定数16人)</td> <td>平成17年7月31日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(" 実数15人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川尻町</td> <td>15人(うち選挙による委員定数12人)</td> <td>平成17年7月19日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(" 実数12人)</td> <td></td> </tr> </table> <p>市町の長が別に協議して定める数の決め方 市町の農業委員会選挙人名簿記載数を基に、選挙委員定数1人当たりの選挙人数により按分した場合。</p> <p>川尻町：町登載者数 / (市登載者数 / 市選挙委員定数) 385人 / (3,542人 / 16人) = 1.74人 2人</p>	呉市	20人(うち選挙による委員定数16人)	平成17年7月31日		(" 実数15人)		川尻町	15人(うち選挙による委員定数12人)	平成17年7月19日		(" 実数12人)		<p>川尻町農業委員会は、呉市農業委員会に統合する。</p> <p>合併特例法第8条第1項の規定により、川尻町農業委員会の選挙による委員のうち2人に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間、引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>									
呉市	20人(うち選挙による委員定数16人)	平成17年7月31日																							
	(" 実数15人)																								
川尻町	15人(うち選挙による委員定数12人)	平成17年7月19日																							
	(" 実数12人)																								
6	協議第8号 地方税の取扱いについて	個人町民税，法人町民税，固定資産税，特別土地保有税，軽自動車税，たばこ税，都市計画税など	<p>合併特例法第10条に取扱規定あり。 急激な変化への対応措置として、合併する日の属する年度及びこれに続く5年度の不均一課税が認められている。</p> <p>・現在の課税状況</p> <table border="1" data-bbox="651 1011 1335 1243"> <thead> <tr> <th></th> <th>呉市</th> <th>川尻町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民税均等割</td> <td>2,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>法人税割</td> <td>14.7%</td> <td>12.3%</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>1.5%</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H15.4.1～ 1.4%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市計画税</td> <td>0.2%</td> <td>課税なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H15.4.1～ 0.3%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		呉市	川尻町	住民税均等割	2,500円	2,000円	法人税割	14.7%	12.3%	固定資産税	1.5%	1.4%		H15.4.1～ 1.4%		都市計画税	0.2%	課税なし		H15.4.1～ 0.3%		<p>地方税は、呉市の制度に統一する。 ただし、両市町で税率の異なるものについては、合併特例法第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。</p>
	呉市	川尻町																							
住民税均等割	2,500円	2,000円																							
法人税割	14.7%	12.3%																							
固定資産税	1.5%	1.4%																							
	H15.4.1～ 1.4%																								
都市計画税	0.2%	課税なし																							
	H15.4.1～ 0.3%																								

	協議事項	内容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）				
7	協議第9号 一般職の職員の身分の取扱いについて	町職員の身分	<p>合併特例法第9条に取扱規定あり。 編入される町の一般職の職員は，引き続き新市の職員として身分が保障される。</p> <p>・平成14年4月1日現在，市町の職員数</p> <table border="1"> <tr> <td>呉市</td> <td>川尻町</td> </tr> <tr> <td>2,501人</td> <td>104人</td> </tr> </table>	呉市	川尻町	2,501人	104人	<p>川尻町の一般職の職員は，すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員の任免，給与その他身分の取扱いについては，呉市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとする。</p>
呉市	川尻町							
2,501人	104人							
8	協議第10号 特別職の身分の取扱いについて	特別職（町長，助役，収入役，教育長）行政委員会など	<p>合併特例法に特に取扱規定はない。</p> <p>・市町長の任期</p> <table border="1"> <tr> <td>呉市長</td> <td>～平成17年11月18日</td> </tr> <tr> <td>川尻町長</td> <td>～平成19年1月14日</td> </tr> </table>	呉市長	～平成17年11月18日	川尻町長	～平成19年1月14日	<p>川尻町の特別職の身分の取扱いについては，両市町の長が別に協議して定める。</p>
呉市長	～平成17年11月18日							
川尻町長	～平成19年1月14日							
9	協議第11号 行政組織機構の取扱いについて	行政組織，機構	<p>現町役場等の合併後の位置付けや組織体制の在り方等を決めていく必要がある。</p>	<p>川尻町役場は，支所とする。 ただし，組織については，住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し，段階的に再編，見直しを図る。</p> <p>川尻町に置かれている附属機関は，廃止するが，合併後の附属機関の在り方については，必要により適切な措置を行うものとする。</p>				

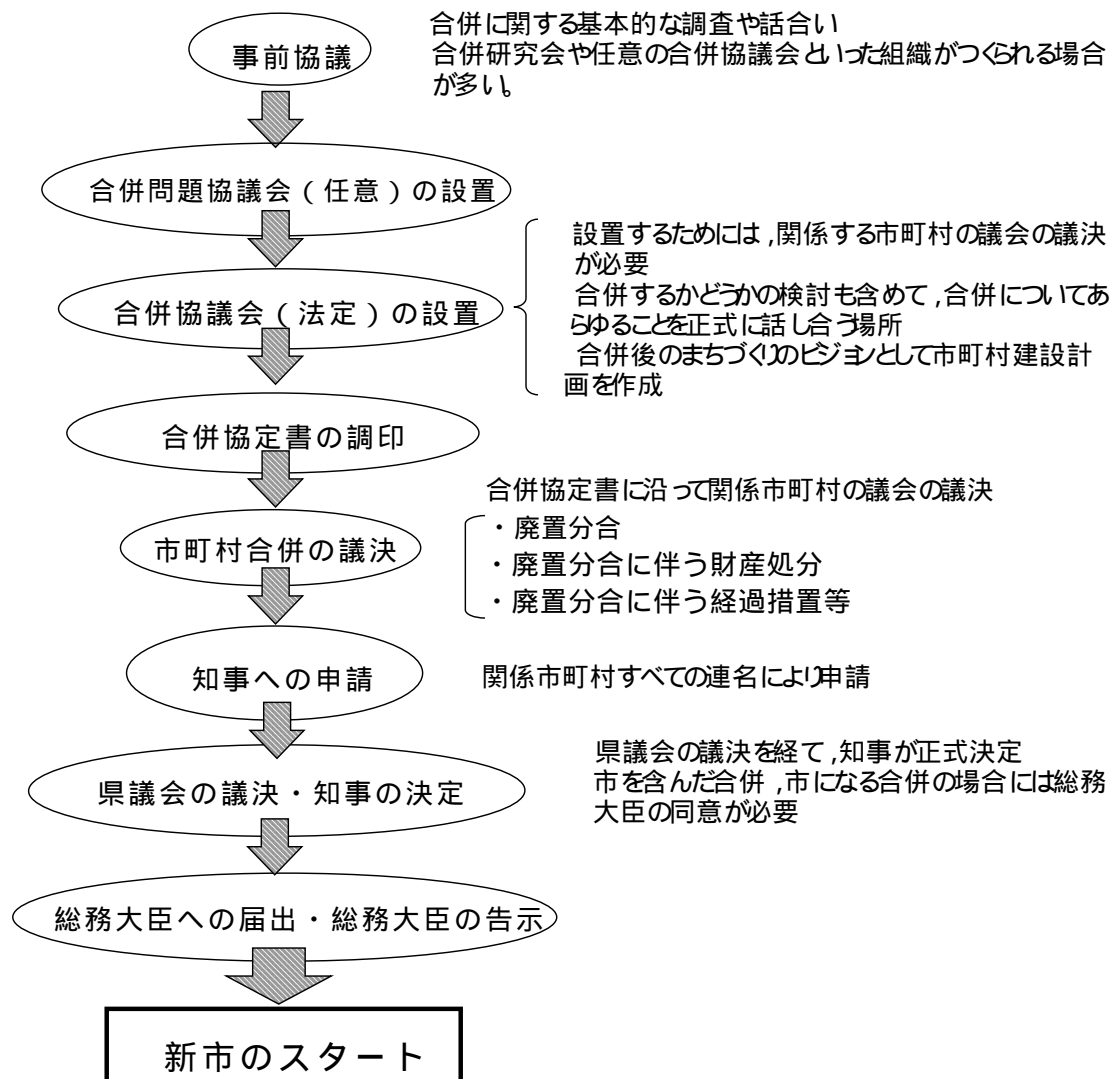
	協議事項	内容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）
10	協議第12号 一部事務組合等の 取扱いについて	芸南衛生組合，豊田郡滞納整理組合，呉広域行政事務組合，広島県町村退職手当組合，町村議員共済組合，その他協議会など	合併に伴い町の法人格が消滅するため，広域行政事務を共同で行っている関係自治体と協議の上，その取扱いを決めていく必要がある。 川尻町は安浦町と「芸南衛生組合」を設立（事務局・処理施設ともに安浦町内）し，業者委託により，し尿処理を行っている。	川尻町が加入している一部事務組合等については，合併の日の前日をもって脱退する。 ただし，芸南衛生組合については，新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。
11	協議第13号 使用料・手数料等の 取扱いについて	戸籍・住民票・印鑑等証明書交付手数料，税務手数料，各種施設使用料，し尿・ごみ収集処理手数料，水道料金，下水道使用料など	市町の間で同一目的の施設や同一種類の事務について，使用料や手数料が違う場合，あらかじめその取扱いについて調整を図る必要がある。 戸籍，住民票等の交付手数料にはほとんど違いはないが，文化，スポーツ等の各種施設使用料には独自性があり，違いが見られる。	使用料は，呉市の制度に統一する。 ただし，コミュニティ関係，保健・福祉関係及び文化・スポーツ関係等の施設使用料については，現行のとおりとする。 手数料は，呉市の制度に統一する。

	協議事項	内容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）
12	協議第14号 公共的団体等の取扱いについて	（財）川尻町観光開発公社，社会福祉協議会，商工会，漁業協同組合，女性会，老人クラブ連合会，体育協会など	合併特例法第16条第8項に，「合併関係市町村の区域内の公共的団体等（農協，漁協，商工会，女性会等）は，市町の合併に際しては，合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため，その統合整備を図るように努めなければならない。」と努力義務が定められている。 川尻町では（財）川尻町観光開発公社を設置している。	公共的団体等については，合併後一元化することが望ましいものもあることから，それぞれの実情を尊重しながら，次のとおり調整を図るものとする。 （1）両市町に共通している団体は，合併時に統合するよう調整に努める。 （2）独自の目的を持った団体は，自主的な判断にゆだねる。 （3）統合に時間を要する団体は，将来統合するよう調整に努める。
13	協議第15号 各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて	老人クラブ連合会，女性会，子ども会等補助金など	各種団体に交付している補助金や交付金は，合併に当たって制度の調整が必要になる。過去の経緯や実情を考慮し，その必要性や効果，さらに財政状況等に配慮しつつ，その取扱いについて検討していく必要がある。	各種団体等に交付している補助金等については，合併後統一を図ることが望ましいものもあることから，過去の経緯や実情に配慮した上で，新市において検討することとし，当面，次のとおり調整を図るものとする。 （1）両市町における同一又は同種の補助金等については，合併時に統合するよう調整に努める。 （2）町独自の補助金等については従来の実績を尊重し，市域全体の均衡を保つよう調整に努める。

	協議事項	内容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）																					
14	協議第16号 町字名の取扱いについて	町字名の調整	<p>町名及び字名は、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民に大変愛着が深いものであり、町の意向を尊重して決めていくことになる。</p> <p>・川尻町の区域の名称（平成3・4年で住居表示実施）</p> <table border="1"> <tr> <td>東 1～4丁目</td> <td>小仁方1～2丁目</td> <td>板 休</td> </tr> <tr> <td>西 1～6丁目</td> <td>大 原</td> <td>小 用</td> </tr> <tr> <td>小用1～2丁目</td> <td>岩 戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>久筋1～3丁目</td> <td>柳 迫</td> <td></td> </tr> <tr> <td>久俊1～3丁目</td> <td>後 懸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原山1～3丁目</td> <td>真光地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森 1～4丁目</td> <td>才野谷</td> <td></td> </tr> </table>	東 1～4丁目	小仁方1～2丁目	板 休	西 1～6丁目	大 原	小 用	小用1～2丁目	岩 戸		久筋1～3丁目	柳 迫		久俊1～3丁目	後 懸		原山1～3丁目	真光地		森 1～4丁目	才野谷		川尻町の町字名については、町の意向を尊重し、決定する。
東 1～4丁目	小仁方1～2丁目	板 休																							
西 1～6丁目	大 原	小 用																							
小用1～2丁目	岩 戸																								
久筋1～3丁目	柳 迫																								
久俊1～3丁目	後 懸																								
原山1～3丁目	真光地																								
森 1～4丁目	才野谷																								
15	協議第17号 慣行の取扱いについて	町章、町旗、町民憲章、町の花木、鳥、各種行事など	<p>川尻町では、町章・町旗・町民憲章、町の花「つつじ」、町の木「くす」、町の鳥「うぐいす」を定めている。</p> <p>各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきが強く、しっかり受け継いでいくべきものであるが、新市の一体性の確保という観点から、統一できるものはできるだけ早く統一していくことが必要である。</p> <p>呉市では、市徽章、記念日（10/1）、市歌、市民憲章、市民の花（つばき）、市民の木（かし）を制定し、又は議決している。</p>	慣行の取扱いについては、原則として呉市の制度に統一する。																					

任意協議会と法定協議会

区 分	任 意 協 議 会	法 定 協 議 会
根 拠 法 令	なし	地方自治法第252条の2 合併特例法第3条
議 会 手 続 き	なし	議会の議決が設置要件
県 へ の 手 続 き	なし	県知事への設置の届出
法 人 格	なし	なし
役 割	合併問題に関する調査検討 行政内容の比較検討 住民啓発及び機運醸成	市町村建設計画の作成 合併協定項目に関する協議等
構 成 メ ン バ ー	関係市町村の議会の議員 関係市町村の首長その他の職員 学識経験者	関係市町村の議会の議員 関係市町村の首長その他の職員 学識経験者



「市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)」

(昭和40年法律第6号)の概要

(平成17年3月31日までに行われた市町村の合併について適用)

1 趣旨 (第1条)

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

2 合併協議会 (第3条)

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任する。このほか、委員については、請求代表者又は同一請求代表者を加えることができる。

3 住民発議制度 (第4条、第4条の2)

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

合併協議会設置協議についての議会審議においては、請求を行った代表者は意見を述べる機会を与えられなければならない。

議会の審議において合併協議会設置協議が否決された場合には、市町村長による請求又はこれがなかった場合における有権者の6分の1以上の署名による請求により、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。有効投票総数の過半数の賛成があったときは、議会の議決があったものとみなす。

4 市町村建設計画 (第5条)

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。

なお、住民発議により設置された合併協議会においては、市町村建設計画の作成等の状況を、合併協議会の設置の日から6ヶ月以内に請求代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

5 **市となるべき要件の特例** (第5条の2、第5条の3、附則第2条の2)

平成16年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための要件を、人口3万以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要件を不要とする。

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための人口に関する要件は、4万以上とする(連たん要件等の人口以外の要件は必要)。

なお、市の全域を含む区域をもって平成17年3月31日までに行われる新設合併にあっては、市制施行のための要件をいずれか備えていない場合でも備えているものとみなす。

6 **地域審議会** (第5条の4)

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会(地域審議会)を置くことができる。

7 **議会の議員の定数・在任に関する特例** (第6条、第7条)

(1) 新設合併の場合

- 1) 定数特例を活用する場合(設置選挙を実施)
合併市町村の議員定数の2倍まで定数増(最初の任期)
- 2) 在任特例を活用する場合
合併前の議員が2年までの期間在任が可能

(2) 編入合併の場合

- 1) 定数特例を活用する場合(増員選挙を実施)
増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能
定数増: $(\text{編入先の旧定数}) \times (\text{被編入の旧人口}) / (\text{編入先の旧人口})$
増員選挙による任期: 編入先の市町村の議員の残任期間
- 2) 在任特例を活用する場合
編入先の議員の任期まで在任が可能
さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

8 **市町村の議会の議員の退職年金に関する特例** (第7条の2)

関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件(在職12年以上)を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす。

9 **農業委員会の委員の任期等に関する特例** (第8条)

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。

10 **職員の身分の取扱い** (第9条)

一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。

11 **一部事務組合等に関する特例** (第9条の2)

一部事務組合又は広域連合の構成団体のうち一団体以外のすべての市町村が、新設合併又は編入されることにより廃止される場合には、関係地方公共団体の協議による規約の改正等によって、合併後も当該一部事務組合又は広域連合が存続することができる。

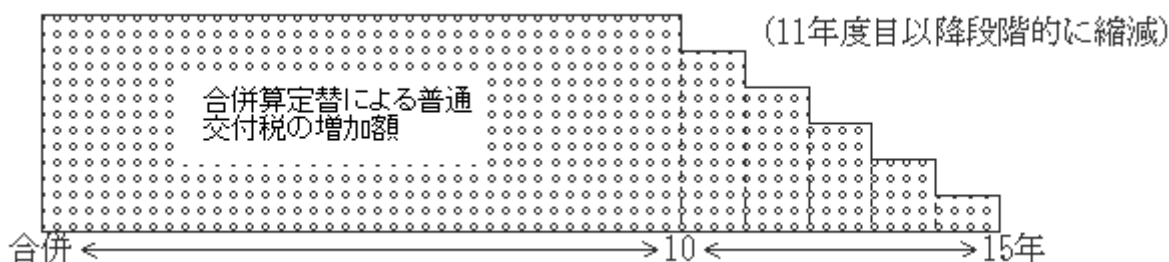
12 **地方税に関する特例** (第10条)

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

合併により新たに人口30万以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間に行わないものとする。ただし、合併市の人口が、30万を合併関係市町村の人口のうち最も多いもので除して得た数値に、合併市町村の人口を乗じて得た人口以上となった場合はこの限りでないものとする。

13 **地方交付税の額の算定の特例** (第11条)

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。



14 **地方債の特例等** (第 11 条の 2)

(1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。

- 1) 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
- 2) 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

(2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。

15 **災害復旧事業費の国庫負担等の特例** (第 13 条)

災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。

16 **流域下水道に関する特例** (第 14 条)

流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して 10 年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で当該協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用する。

17 **都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例** (第 15 条)

一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

18 **国、都道府県等の協力等** (第 16 条)

(1) 国の役割

- 1) 都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- 2) 合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置

(2) 都道府県の責務

- 1) 市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- 2) 市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整
- 3) 市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置

19 **合併協議会設置の勧告** (第 16 条の 2)

都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表しなければならない。

20 **特別区に関する特例** (第 17 条)

この法律の規定は、地方交付税の額の算定に関する規定(第 11 条及び第 11 条の 2 第 2 項)を除き、特別区にも適用される。

21 **罰則** (第 18 条、第 19 条)

合併協議会の設置の直接請求における署名の収集については、署名に関する自由妨害、署名の偽造、署名数の増減、関係書類の抑留・毀損・奪取、違法な氏名代筆行為、違法な手続による署名収集を行った者に対して罰則が適用され、署名の効力を市町村選挙管理委員会において決定する場合には、出頭・証言の拒否、虚偽の陳述を行った者に対して罰則が適用される。

[参考] **過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)(平成 12 年法律第 15 号)上の合併特例**(平成 12 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)

市町村の合併があった場合の特例 (過疎法第 33 条第 2 項)

過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。

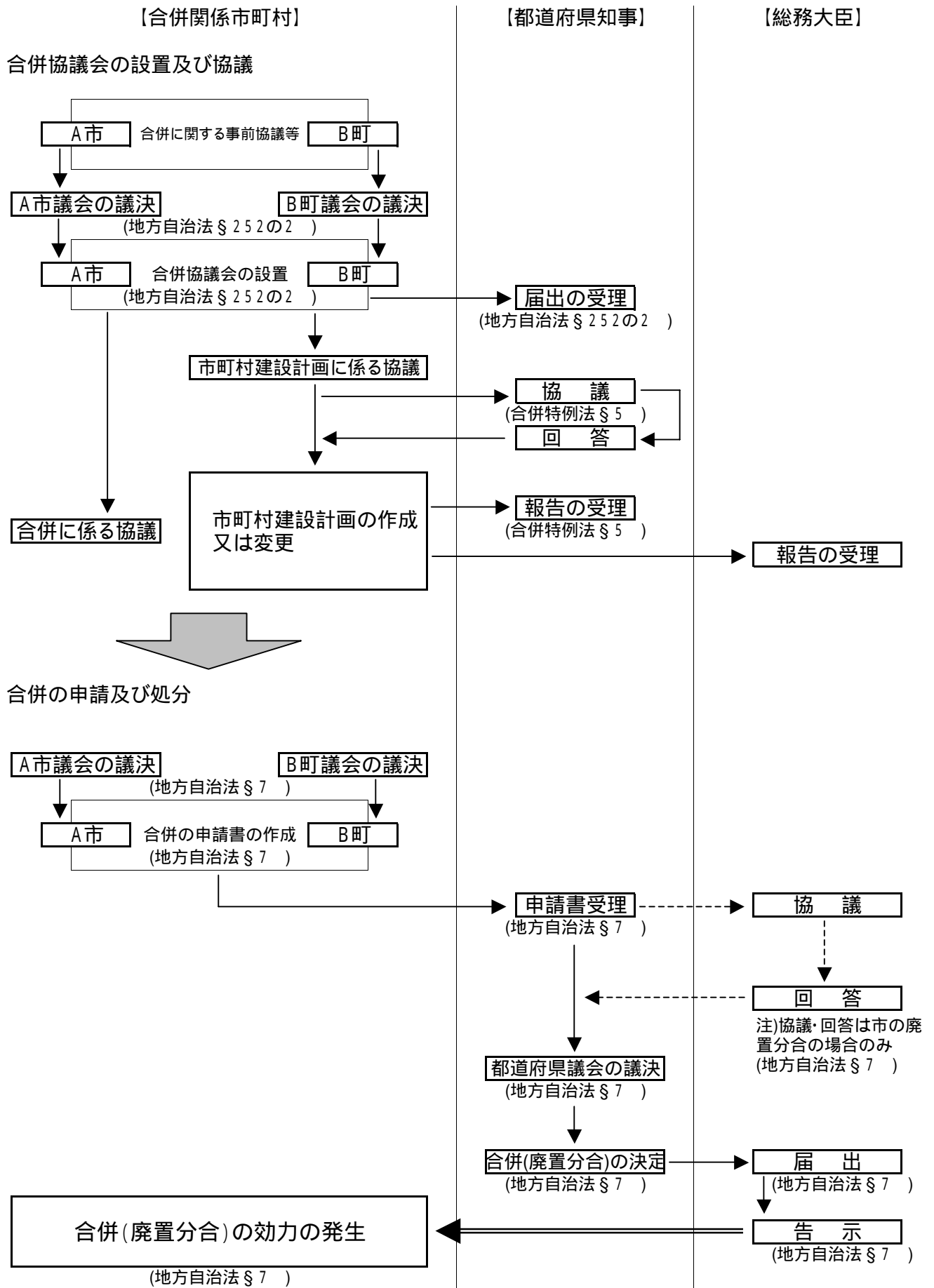
合併形態による相違点

資料 3

区 分		編 入 合 併	新 設 合 併
合併市町村の名称		編入する市町村の名称。	新たに定める。
事務所の位置		編入する市町村の事務所の位置が一般的。	新たに定める。
議 会 議 員	原 則	編入する市町村の議員は在任し、編入される市町村の議員は身分を失う。(地方自治法に定められる議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができ、任期は編入する市町村の議員の残任期間)	(1)合併関係市町村の議員は身分を失う。 (2)地方自治法に定める定数の議員の選挙(設置選挙)を行い、新議員を選出。任期は設置選挙の日から4年。
	特 例	(定数特例) 編入する市町村議会の議員の任期相当期間について、人口に応じ、合併市町村の議員定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設け定数配分が可能。 (在任特例) 編入される市町村議会の議員で合併市町村議会の被選挙権を有する者について、編入する市町村議会の議員の残任期間相当在任可能。 合併時に特例制度を適用の場合、合併後最初に行われる一般選挙について定数特例の適用が可能。	(定数特例) 設置選挙により選出される議員の任期に限り法定数の2倍まで増員可能。 (在任特例) 合併関係市町村の議会議員で合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者は、全員2年以内の間引き続き在任可能。
農 業 委 員 会 委 員	原 則	編入される市町村の委員は身分を失い、編入する市町村の委員はそのまま在任	合併関係市町村の委員は身分を失い、選挙及び選任により新たに委員を選出
	特 例	編入される市町村の選挙による委員のうち合併市町村の委員の被選挙権を有する者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の在任期間在任可能。	合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併市町村の委員の被選挙権を有する者は、10～80人の範囲で1年以内の間在任可能。
特別職		編入される市町村の特別職は失職する。	合併関係市町村の特別職は全員失職する。(新市の首長は選挙により選出。助役等は新たに任命。)
一般職の職員		編入される市町村の職員は、全員編入する市町村に引き継がれる。	消滅する合併関係市町村の職員は全員失職し、全員合併市町村に引き継がれる。
条例・規則		編入される市町村の条例・規則は失効し、編入する市町村の条例・規則に統一される。	合併関係市町村の条例・規則は全て失効し、合併市町村において新たに制定することとなる。
建設計画の作成		少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。

(注) 農業委員会の委員については、合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合について記載。

市町村合併の手続きの概要



呉市行政機構図

平成14年 4月 1日

・市長事務部局

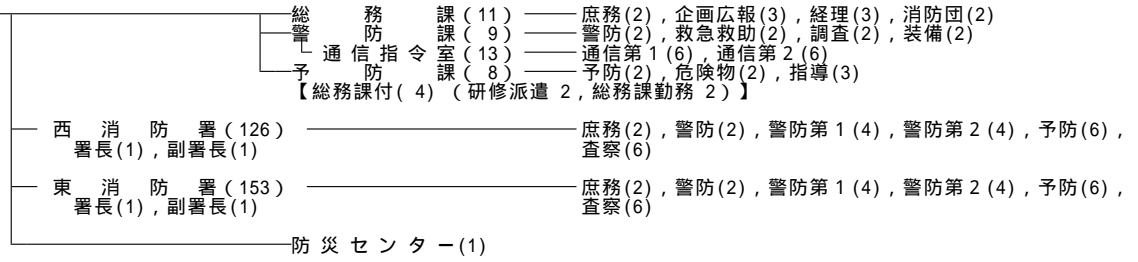
(14部7所場50課133係(9支所, 14保育所は除く。))

課長(次長, 参事補の兼務を含む。), 単独の主幹及び単独の課長補佐は, 課職員数に含めるが, 係の職員数には含めない。臨時・非常勤職員については, 課職員数に含めない。



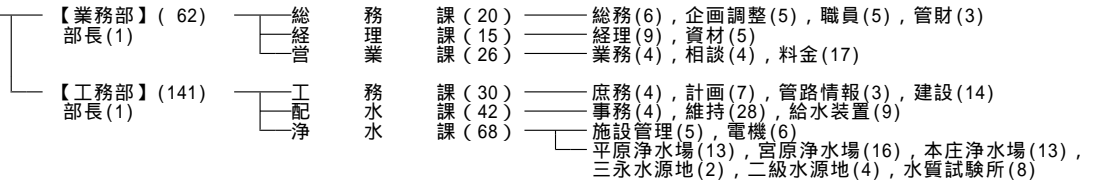
・消防
(2署3課1室25係)
【消防局】(328)

消防長(1), 次長(1)
局付(1)



・水道事業
(2部6課24係)
【水道局】(203)

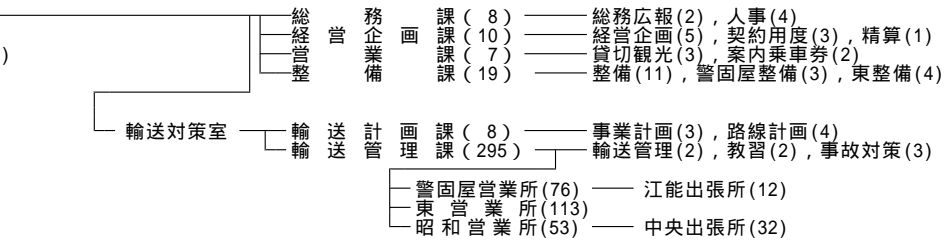
水道企業管理者



・交通事業
(1室6課15係5所)
【交通局】(348)

交通企業管理者

次長(1)

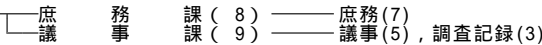


・国民宿舎事業

国民宿舎音戸ロッジ(17)

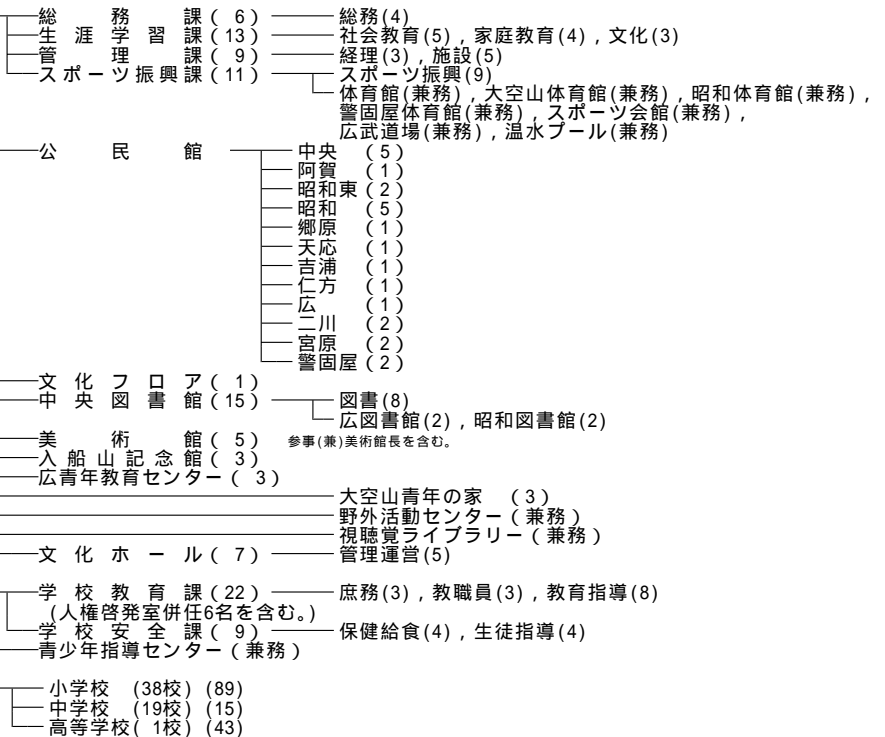
・議会
(2課3係)

事務局(18) 局長(1)



・教育委員会
(2部6課12係)
【事務局】(283)
(教育長)

【教育総務部】(103) 部長(1), 次長(2)



・選挙管理委員会

事務局(5) 局長(併任) — 選挙(4)

・監査委員

事務局(7) 局長(1)

・農業委員会

事務局(5) 局長(併任) — 農地営農(4)

・公平委員会

事務局(併任)

・固定資産評価審査委員会

川尻町組織図

平成14年4月1日現在

